

戸田市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、埼玉県、警察その他の関係機関並びに犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者及び市内において組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、日常生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよ

う十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(市民等の理解の増進)

第7条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性等について市民等の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第8条 市は、犯罪被害者等の支援活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、活動に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(意見の聴取)

第9条 市は、市が実施する犯罪被害者等の支援が適切に実施されるよう、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴くものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等が適切な支援を受けられるよう、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するため、研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。